

国立大学法人京都大学教職員懲戒規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員懲戒規程 (平成16年達示第86号)</p> <p>(前 略) (審査の手續)</p> <p>第7条 懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会(以下第11条までにおいて「委員会」という。)は、審査説明書を作成し、審査を受ける者に交付する。</p> <p>第8条 委員会は、審査を受ける者が審査説明書を受領した後5日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面による陳述の機会を与える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、陳述の請求を受理したときは、口頭陳述については陳述の日時及び場所など、書面陳述については提出期日などを、当該陳述の日時又は期日の5日前までに、文書により、審査を受ける者に通知する。</p> <p>4 (略) (中 略) (懲戒処分書等の交付)</p> <p>第13条 懲戒処分は、教職員に懲戒処分書及び処分理由書を交付して行わなければならない。</p> <p>(懲戒処分の効力)</p> <p>第14条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を教職員に交付したときに発生するものとする。</p>	<p>(審査の手續)</p> <p>第7条 懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会(以下第14条の2までにおいて「委員会」という。)は、審査説明書を作成し、審査を受ける者に交付する。</p> <p>第8条 委員会は、審査を受ける者が審査説明書の交付を受けた後5日以内(審査説明書が第14条の2第4項に基づき当該者に発送された場合(第14条の3の規定により、当該審査説明書と同内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を取得するための方法が電子メールで送信された場合を含む。)は、第14条の2第5項の規定により、当該審査説明書が到達したものとみなされた後10日以内)に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面による陳述の機会を与える。</p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 }</p> <p>(懲戒処分書等の交付)</p> <p>第13条 懲戒処分は、教職員に懲戒処分書及び処分理由書(次項の規定により懲戒処分書を交付する場合を除く。)を交付して行わなければならない。</p> <p>2 前項の懲戒処分書の交付は、これを受けるべき教職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することをもってこれに替えることができるものとし、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。</p> <p>(懲戒処分の効力)</p> <p>第14条 (同 左)</p> <p>(文書の交付等の取扱い)</p> <p>第14条の2 第7条、第8条第3項及び第13条第1項に定める文書の交付又は通知(以下「文書の交付等」という。)は、文書の手交又は発送により、行うものとする。この場合において、文書の交付等を文書の発送により行う場合は、当該文書が到達し</p>

たときに、当該文書の交付等があったものとする。

2 大学（第7条及び第8条第3項に定める文書の交付又は通知にあつては委員会をいい、第13条第1項に定める文書の交付にあつては総長をいう。以下同じ。）は、前項の定めるところにより文書の交付等を行うため、教職員に対し、相当の期間を定めて、文書の交付等のための連絡先を届け出るよう求めることができる。この場合において、求めを受けた教職員は速やかに当該連絡先を大学に届け出なければならない。

3 前項の定めるところにより連絡先を届け出た教職員は、この規程に定める手続が継続している間に、転居その他の事情により連絡先を変更した場合には、速やかに大学に新たな連絡先を届け出なければならない。

4 第1項の定めるところにより文書（第13条第1項に定める懲戒処分書及び処分理由書を除く。）の交付等を文書の発送により行うにあたり、教職員に対して、同人が届け出た住所のうち最新の住所に宛てて文書を発送したにもかかわらず、到達しない場合又は到達が確認できない場合には、大学は、教職員の従前の居住状況、勤務状況、連絡状況その他教職員の所在に関して大学が把握している事情等を考慮したうえ、当該教職員への文書の到達が相当程度見込める住所、居所、就業場所等に宛てて文書を発送することができる。

5 前項の定めに基づき文書を発送した場合は、当該文書は、郵便事情その他の事情を考慮して、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。ただし、通常到達すべきであった時以前に文書が到達したことが判明したときは、この限りでない。

第14条の3 前条第1項に定める文書の交付等は、当該文書の手交又は発送にかえて、当該文書と同内容を記録した電磁的記録を大学の指定するサーバに保存し、当該電磁的記録を取得するための方法を電子メールで送信することにより、行うことができる。この場合における前条の文書の交付等の取扱いは、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句については、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第14条の2第1項	文書の手交又は発送	電磁的記録を大学の指定するサーバに保存し、当該電磁的記録を取得するための方法を電子メールで送信すること

		する。この場合において、文書の交付等を文書の発送により行う場合は、当該文書が到達	し、電磁的記録のダウンロード通知を本学が受理
	第14条の2第4項	文書の発送により行う	行う
		届け出た住所のうち最新の住所	大学における業務の遂行又は大学への連絡のために使用したメールアドレスのうち最新のメールアドレス
		到達しない場合又は到達が確認でき	電磁的記録のダウンロード通知が届か
		居住状況、勤務状況、連絡状況	勤務状況、連絡状況
		所在	連絡先
		への文書の到達	による電磁的記録のダウンロード
		住所、居所、就業場所等	メールアドレス
	第14条の2第4項及び第5項	文書を発送	当該電磁的記録を取得するための方法を電子メールで送信
	第14条の2第5項	当該文書は、郵便事情その他の事情を考慮して、通常到達すべきであった時に、到達した	送信した日の翌日から1週間が経過した時に当該文書等の交付があった
	通常到達すべきであった時	同日の経過	
	文書が到達したこと	電磁的記録のダウンロード	
<p>(退職の申出があった場合の手続)</p> <p>第14条の2 第4条第1項に規定する懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じた教職員から退職の申出があったときは、懲戒審査特別委員会の審査の結果を踏まえて教員の懲戒処分を行う等、当該教職員に係る審査期間を短縮することができる。この場合における審査の手続については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用し、第12条の規定は、適用しない。</p>		<p>(退職の申出があった場合の手続)</p> <p>第14条の4 (同 左)</p>	

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第2項	教育研究評議会 (以下「評議会」という。)	第5条第1項に規定する懲戒審査特別委員会	第2条第2項		
第5条第1項	評議会	総長	第5条第1項	(同 左)	
第5条第3項	評議会の議を経て、総長が	総長が	第5条第3項		
第7条	懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会(以下第11条までにおいて「委員会」という。)	総長	第7条	懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会(以下第14条の2までにおいて「委員会」という。)	(同 左)
第8条第1項	委員会	総長	第8条第1項	(同 左)	
	5日以内	2日以内			
第8条第3項	委員会は、陳述の請求を受理したとき	総長	第8条第3項	(同 左)	
	5日前	2日前			
第9条第1項	委員会	懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会(以下第11条までにおいて「委員会」という。)	第9条第1項	(同 左)	懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会(以下第14条の2までにおいて「委員会」という。)
第10条	教員については評議会に、その他の職員については総長に	総長に	第10条	(同 左)	
第11条	評議会又は委員会	委員会	第11条	(同 左)	
			第14条の2第2項	大学(第7条及び第8条第3項に定める文書の交付又は通知にあつては委員会をいい、第13条第1項に定める文書の交付にあつては総長をいう。以下同じ。)	総長
			第14条の2第2項、第3項及び第4項	大学	総長
2 (略) (懲戒に相当する量定の認定) 第15条 第2条から第14条までの規定は、就業規則第48条の3の規定による退職した者又は解雇された者に係る就業規則第48条各号の懲戒に相当する量定の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲			2 (同 左) (懲戒に相当する量定の認定) 第15条 第2条から第14条の3までの規定(第13条第2項を除く。)は、就業規則第48条の3の規定による退職した者又は解雇された者(以下「退職教職員等」という。)に係る就業規則第48条各号の懲戒に相当する量定の認定について準用		

<p>げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項及び第3項 第4条第1項及び第2項 第10条 第13条 第14条	懲戒処分	懲戒に相当する量定の認定	第2条第1項及び第3項 第4条第1項及び第2項 第10条 第13条 第14条		
第2条第2項	教員の懲戒処分	教員であった者の懲戒に相当する量定の認定	第2条第2項	(同 左)	
	その他の職員の懲戒処分	その他の職員であった者の懲戒に相当する量定の認定			
第3条	懲戒処分 量定	懲戒に相当する量定 認定	第3条		
第3条第3号	規律違反行為を行った教職員の職責	退職し、又は解雇された者の当該規律違反行為を行った当時の職責	第3条第3号	規律違反行為を行った教職員の職責	退職教職員等の当該規律違反行為を行った当時の職責
第3条第6号	日頃	在職時	第3条第6号		
第4条第1項	所属する教職員に	所属していた教職員が退職し、又は解雇された場合において、その所属期間中に	第4条第1項		
第10条 第13条 第14条	懲戒処分書	懲戒に相当する量定の認定書	第10条 第13条 第14条	(同 左)	
第10条 第13条	処分理由書	認定理由書	第10条		
第12条	第7条から第10条までに定めるところに準じて行う	評議会が定める	第12条		
			第13条	処分理由書（第2項の規定により懲戒処分書を交付する場合を除く。）	認定理由書
第13条 第14条	教職員	当該退職し、又は解雇された者	第13条 第14条 第14条の2	教職員	退職教職員等
(後 略)					

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程
(平成16年達示第89号)

(前略)

(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

- 第12条 就業規則第48条第5号に規定する懲戒解雇の処分を受けて退職したときは、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。
- 2 前項の規定による支給制限を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支給制限を受けるべき者に通知しなければならない。

(退職手当の支払の差止め)

- 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払の差止めを行うものとする。
- (1)・(2) (略)

(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

- 第12条
- (同左)
- 2
- 3 前項の通知は、書面の手交又は発送により、行うものとする。この場合において、当該通知を書面の発送により行う場合は、当該書面が当該支給制限を受けるべき者に到達したときに、当該通知があったものとする。
- 4 第2項に定める通知は、前項に定める書面の手交又は発送にかえて、当該文書と同内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を大学の指定するサーバに保存し、当該電磁的記録を取得するための方法を電子メールで送信することにより、行うことができる。この場合において、前項中「書面の手交又は発送」とあるのは「電磁的記録を大学の指定するサーバに保存し、当該電磁的記録を取得するための方法を電子メールで送信すること」と、「する。この場合において、当該通知を書面の発送により行う場合は、当該書面が当該支給制限を受けるべき者に到達」とあるのは「し、電磁的記録のダウンロード通知を本学が受理」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、第2項の通知は、当該支給制限を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することをもってこれに替えることができるものとし、公示された日から2週間を経過したときに当該通知があったものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

- 第13条
- (同左)
- (1)・(2)

<p>2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払の差止めを行うことができる。</p>	<p>2</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2)</p>
<p>3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払の差止めを行うことができる。</p>	<p>3 (同 左)</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>4～6</p>
<p>7 前条第2項の規定は、支払の差止めについて準用する。</p>	<p>7 前条第2項から第5項までの規定は、支払の差止めについて準用する。</p>
<p>(退職をした者の退職手当の支給制限)</p>	<p>(退職をした者の退職手当の支給制限)</p>
<p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が懲戒に相当する量定の認定を受けたときは、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p>	<p>第14条</p>
<p>2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項に該当するときは、当該遺族に対し第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>3 第12条第2項の規定は、前2項の規定による支給制限について準用する。</p>	<p>3 第12条第2項から第5項までの規定は、前2項の規定による支給制限について準用する。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (同 左)</p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>
<p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を請求することができる。</p>	<p>第15条 (同 左)</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2</p>
<p>3 第12条第2項の規定は、第1項の規定による返納請求について準用する。</p>	<p>3 第12条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による返納請求について準用する。</p>

(遺族の退職手当の返納)
 第16条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による返納請求について準用する。
 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による返納請求を受けることなく死亡した場合(次項及び第3項に規定する場合を除く。)において、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に関し、第15条第1項第6号に規定する認定をした旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該認定を理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。

2 退職手当の受給者(遺族を除く。次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。)において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に関し、第15条第1項各号に掲げる懲戒処分等をしたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。

(1)・(2) (略)

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第1項第1号から第5号までに掲げる懲戒処分を受けた場合において、同項の規定による返納請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該各号に掲

(遺族の退職手当の返納)
 第16条 (同左)

2 第12条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による返納請求について準用する。
 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条

2 (同左)

(1)・(2)

3

<p>げる懲戒処分を理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第12条第2項の規定は、第1項から第3項までの規定による納付請求について準用する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教員就業特例規則 (平成16年達示第71号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第9条 教員は、教育研究評議会の審査の結果を踏まえるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、所属長が所属する教員に懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じたと認める場合に、当該教員から退職の申し出があったときの当該教員に係る懲戒審査については、国立大学法人京都大学教職員懲戒規程(平成16年達示第86号) <u>第14条の2</u>の規定による。</p> <p>(後 略)</p>	<p>4 (同 左)</p> <p>5 第12条第2項から第5項までの規定は、第1項から第3項までの規定による納付請求について準用する。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第9条 教員は、教育研究評議会の審査の結果を踏まえるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、所属長が所属する教員に懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じたと認める場合に、当該教員から退職の申し出があったときの当該教員に係る懲戒審査については、国立大学法人京都大学教職員懲戒規程(平成16年達示第86号) <u>第14条の4</u>の規定による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和3年6月29日から施行する。</p>
--	--